

○コンプライアンス規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、この組合における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を定める。

第2章 コンプライアンス組織体制

(理事等)

第2条 理事は、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、この組合における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス態勢の確立と実践の責任を担う。

2 理事会は、この組合の業務運営全般について、コンプライアンスという観点から議論を行うとともに、コンプライアンスについて、具体的、積極的に関与する。

(職員)

第3条 職員は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行する。

(コンプライアンス統括部署)

第4条 コンプライアンスに関する取組の企画、立案、調整及び推進をするために、この組合にコンプライアンス統括部署を設置する。

2 コンプライアンス統括部署は、公益通報の処理に関する規則第5条第1項の調査部署とする。

3 コンプライアンス統括部署は、役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等を実施する。

4 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する状況を把握するため、内部検査を定期的実施するほか、必要がある場合は随時実施する。

5 コンプライアンス統括部署は、内部監査若しくは内部検査又は行政による検査に係る指摘事項に対する改善措置状況について常にこれを把握し、また、当該改善措置が確実に行われるよう取り組むものとする。

(コンプライアンス統括責任者)

第5条 コンプライアンス統括責任者は、組合長とする。

2 コンプライアンス統括責任者は、この組合のコンプライアンスに関する事項を統括する。
(コンプライアンス副統括責任者)

第6条 コンプライアンス副統括責任者は、参事とする。

2 コンプライアンス副統括責任者は、この組合のコンプライアンスに関する事項について
コンプライアンス統括責任者を補佐する。
(コンプライアンス責任者)

第7条 コンプライアンス責任者を、職制規則に定める部ごとに置くものとし、部長がこれ
にあたる。

2 コンプライアンス責任者は、各部のコンプライアンスに関する次の事項を統括する。
(1) コンプライアンス統括部署との報告・連絡・協議
(2) コンプライアンスに関する部内の職員からの相談・照会対応
(3) その他部内のコンプライアンスに関する事項
(コンプライアンス担当者)

第8条 コンプライアンス担当者を各部に1名置くものとし、コンプライアンス責任者が、
原則として、各部の課長の中から選任する。

2 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス責任者を補佐するとともに、各部のコン
プライアンスに関する事項の調整を行う。

第3章 運営方法

(コンプライアンス改善委員会)

第9条 コンプライアンス態勢の整備を確実なものとするための研究・審議機関として、こ
の組合に第三者を構成員に含めたコンプライアンス改善委員会を設置する。

(コンプライアンス・マニュアル)

第10条 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、この組合の役職員がコン
プライアンスを正しく理解し、実践していくための手引書として、コンプライアンス・マ
ニュアルを作成する。

2 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、適時、適切にコンプライアンス・
マニュアルの見直しを行う。

(コンプライアンス・プログラム)

第11条 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、コンプライアンスを実現
させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを作成する。

2 コンプライアンス統括部署は、四半期ごとにコンプライアンス・プログラムの達成状況

についての確認を行い、コンプライアンス統括責任者及び理事会への報告を行う。

- 3 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する状況等の把握を行い、理事会の承認を受けて、毎事業年度ごとに、翌年度に取り組むべき内容に合わせてコンプライアンス・プログラムの修正を行う。

(コンプライアンスに関する相談・照会)

第12条 コンプライアンスに関する相談・照会は、直属の上司、コンプライアンス担当者又はコンプライアンス責任者に対して行う。ただし、直属の上司等への相談・照会に何らかの理由により支障がある場合は、直接コンプライアンス統括部署へ相談・照会することも差し支えないものとする。

(苦情に係る対応)

第13条 組合員等からの苦情対応については、コンプライアンス統括部署において行うものとする。

(不祥事件に係る対応)

第14条 役職員による法令等の違反行為等不祥事件対応については、別に定めるところによる。

(改正手続)

第15条 この規程の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

この規程は、平成18年11月6日から施行する。